

「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領

平成30年12月17日
県土整備部港湾課
農政水産部漁業管理課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「港湾・漁港工事における週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日まで又は月曜日から日曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- (2) 「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏期休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬から1月上旬の6日間）」とする。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

(試行の対象)

第3 週休2日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

| |
|---|
| 5 その他の事項 本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事である。 |
|---|

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

| |
|--|
| 第〇条 休日の確保 本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事である。 |
|--|

試行に当たっては、「港湾・漁港工事における週休2日工事」
試行実施要領 に基づき行う。

試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kowan/>

[shakaikiban/kasen/kowangyokosyukyu2ka.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kowan/shakaikiban/kasen/kowangyokosyukyu2ka.html)

(県土整備部)

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gyokogyojo/index.html>

(農政水産部)

(実施手続)

第4 受注者は、週休2日工事の実施を希望する場合は、工事着手前に、発注者に協議するものとする。週休2日工事の実施を希望しない場合は、工事着手前に週休2日工事に取り組まない理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、第2項から第7項までの規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

4 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。

ただし、週間工程表や情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、工事看板等により週休2日に取り組む旨を明示するものとする。

6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

7 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

(休日の評価)

第5 週休2日工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

(1) 4週8休

「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

工事着手日以降最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費の補正)

第6 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費に下表の補正係数を乗じるものとする。港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする。

| 閉所状況 | | |
|-------------------------------|-----------------------------|------|
| 4週8休以上 | | |
| 労務費 | | 1.05 |
| 機械経費(賃料) | | 1.04 |
| 共通仮設費 | | 1.02 |
| 現場管理費 | | 1.03 |
| 港湾工事 市場単価 | 底面工 | 1.04 |
| | マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置) | 1.01 |
| | 支保工 | 1.05 |
| | 足場工 | 1.03 |
| | 鉄筋工 | 1.05 |
| | 吊鉄筋工 | 1.05 |
| | 型枠工 | 1.04 |
| | コンクリート打設工(ポンプ車打設) | 1.05 |
| | コンクリート打設工(ポンプ車打設以外) | 1.05 |
| | 止水板工 | 1.05 |
| | 上蓋工 | 1.05 |
| | 伸縮目地工 | 1.03 |
| | 係船柱取付 | 1.05 |
| | 防舷材取付 | 1.05 |
| | 車止・縁金物取付 | 1.05 |
| | 係船柱撤去 | 1.05 |
| | 防舷材撤去 | 1.05 |
| | 車止撤去 | 1.05 |
| | 電気防食取付 | 1.05 |
| | 防砂目地板取付工(陸上施工) | 1.05 |
| | 防砂目地板取付工(水中施工) | 1.04 |
| | 吸出し防止工(陸上施工・海上施工) | 1.04 |
| | 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物) | 1.04 |
| | ペトロラタム被覆 | 1.05 |
| | 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工) | 1.05 |
| | 現場鋼材溶接・切断工(水中施工) | 1.05 |
| | かき落とし工 | 1.05 |
| | 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.04 |
| | 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.03 |
| | 灯浮標設置・撤去 | 1.04 |
| 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検) | 1.01 | |

| | |
|------------------------|------|
| 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし） | 1.05 |
| 異形ブロック製作 型枠工 | 1.05 |
| 異形ブロック製作 コンクリート打設工 | 1.05 |

※補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

（留意事項）

第7 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合。
 - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
 - エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

（実施証明書の発行）

第8 週休2日（4週8休以上）を実施した工事には、発注者から受注者に週休2日実施証明書（別記様式1）を発行する。

2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（平成31年1月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（令和2年4月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（令和3年4月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。